

2001年3月2日

意見書

情報通信審議会  
電気通信事業部会長 様

〒154-0012  
せたがやく こまざわ  
世田谷区駒沢3-2-1  
いとうびる 5かい  
伊藤ビル5階

エディットネット 株式会社

のぐち たかし  
代表取締役 野口 尚志

noguchi@EditNet.co.jp  
<http://www.EditNet.co.jp/>

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成13年1月31日付け情審通第12号で公告された総務省令案及び指定案に関し、別紙のとおり意見を提出いたします。

-----  
(意見書別紙本文)

2001年3月2日

電気通信事業法施行規則及び  
接続料規則の一部を改正する省令案等に関する弊社意見

EditNet 株式会社

このたびは頭記の件につき広く意見を募集する機会を設けていただき、誠にありがとうございます。

以下のとおり弊社意見を提出いたしますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお本文中において他事業者様の名称につきましては敬称を略させていただきます。

1 光ファイバのアンバンドルについて

全面的に賛成いたします。

光ファイバ設備について NTT 地域会社が各事業者に同一条件で貸し渡すことは公正競争を担保する上で非常に重要な措置であり、今般法令により光ファイバ設備の利用条件が明確化されることで、各事業者が光伝送路を利用して柔軟なサービスを計画することが容易になります。

2 指定電気通信設備の見直しについて

全面的に賛成いたします。

公正競争を阻害する要因は設備上のボトルネック性であり、利用目的と切り離して考えるべきことは、第一次答申が指摘するとおりです。

3 地域 IP 網のアンバンドルについて

賛成いたします。

アンバンドルが進み、各提供区間それぞれでの価格が設定されることは、相互接続の多様化によるサービス種類の拡大はもちろん、区間ごとの原価が開示されることによる接続会計のさらなる透明化が進み、事業者の側から NTT のサービスについて積極的に意見や要望を提出できるようになるという意味でも、大きな意義があると考えます。

以上